

国家資格化 Q&A (2)

国家資格化シンポジウムの報告

2019年9月大阪で開催されました第19回日本音楽療法学会学術大会シンポジウムでは、当日会場からたくさん質問が寄せられました。その中から主な質問をQ&Aとして掲載いたします。

	Question	Answer
国 家 資 格 化 に つ い て	1. 音楽療法士の国家資格化はどうして必要なのですか？	音楽療法を通して心豊かで活力のある社会を形成していくために、音楽療法士が安定的かつ継続的に活躍できる環境を作っていくことは重要です。音楽療法士の国家資格制度が整備されることによって、社会的に認知され、音楽療法士の職業の安定に繋がります。それによって、より多くの方に音楽療法を受けて頂けるようになります。
	2. 国家資格化のために、どうして国会議員と協働していく必要があるのですか？	日本では、法律は立法府である国会で作られます。法律の成立には内閣から提出される「閣法」と国会議員から提出される「議員立法」があり、いずれも国会議員によって立法化されるものです。音楽療法士の国家資格の立法化は「議員立法」によります。そのため、国会議員の賛同を得て協働していくことが必要不可欠です。
	3. 現在学会は国家資格化のために国会議員とどのような協働をしているのですか？	2018年12月に、これまで立ち止まっていた国家資格化に関心を持ってくださった公明党議員と協働して以来、活動を進めています。この活動を強めるために超党派の「議員連盟」を立ち上げて、より多くの議員と協働していきます。
	4. 「議員連盟」とは何ですか？	特定の目的を達成するために、政党・派閥・参院・衆院の枠にとらわれずに活動する議員集団のことです。
	5. 国家資格化では、「名称独占」あるいは「業務独占」のどちらを目指していますか？	「音楽療法士」という「名称独占」を視野に入れていますが、まだ確定していません。 *「名称独占」：当該資格取得者のみ、特定の資格名称を名のることができる。類似した名称も名のすることは出来ない。また、無資格で名称を用いると罰則の対象となる。 *「業務独占」：当該資格取得者のみ、独占的にその業務を行うことが出来る。無資格で業務を行うと罰則の対象となる。

	<p>6. 国家資格化された場合、日本音楽療法学会の認定音楽療法士は、国家資格を取得するために国家試験を受ける必要がありますか？</p>	<p>国家試験を受ける必要があります。</p> <p>過去の医療・福祉系国家資格制定時の受験資格特例経過措置によれば、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師は国家試験の受験が必須となっています。音楽療法士の国家試験の具体的な実施方法や内容については未定です。</p> <p>学会認定の音楽療法士資格取得者については、国家資格成立後には国家試験を受験し、国家資格を取得して頂きたいと考えています。</p>
<p>国家資格の対象領域について</p>	<p>7. 2019年度の大阪大会でのシンポジウムで、音楽療法が「支援の谷間（言語によるコミュニケーションが困難な重症心身障害児・者、人工内耳装用児等）」に対してのみ実施されることを想定されているように受け取れたのですが、それはなぜなのでしょうか？</p>	<p>2019年度の大阪大会のシンポジウムで「支援の谷間」に対する音楽療法についての話題提供がありましたが、それについて改めて説明をいたします。</p> <p>人工内耳装用児への音楽療法については、音楽療法が保険点数として認められる可能性が国会議員と国家資格推進委員会との間で議論されていたことから、シンポジウムでこの話題が取り上げられました。</p> <p>現在検討されている音楽療法の国家資格は、こうした対象者がごく少ない領域に限らず、広く実践されている音楽療法の対象領域で活動できる方向で検討がなされています。音楽療法が「支援の谷間」のみで実践されることを想定しているわけではありません。</p>
<p>保険点数化について</p>	<p>8. 国家資格化されると、保険点数化も実現されますか？また、保険点数化されると、国家資格化が実現されますか？</p>	<p>国家資格化と保険点数化の実現は、別個の取り組みが必要となります。</p> <p>同時に実現出来るかどうか、現時点ではわかりません。</p>
<p>9. 保険点数化は、医療保険だけですか？</p>	<p>保険には、医療保険と介護保険の2種類があります。また、障害者総合支援法による障害福祉サービスも視野に入る可能性があります。しかし、保険点数化については、現時点では未定です。</p>	
<p>10. 国家資格化されると、行政から病院や施設等へ音楽療法実施の報酬が支払われるようになるのでしょうか？</p>	<p>国家資格化と保険点数化、加算獲得は別個の取り組みとなります。国家資格化されただけでは、行政から病院や施設等へ音楽療法実施の報酬化には、すぐには繋がりません。</p> <p>しかし国家資格化すると社会的に認知され、音楽療法士の職業の安定に繋がります。</p>	
<p>11. もし音楽療法士という名称で、国家資格化され、対象領域が示された場合、それ以外の領域でも実践はできますか？</p>	<p>国家資格を取得した「音楽療法士」ならば、それ以外の領域でも実践はできます。</p> <p>ただし、国家資格の音楽療法士がどのような定義で業務をおこなえるのかは法制化されるまで未確定です。</p>	

今後について	12. 認定校における養成カリキュラムは、どのようになりますか？	現在のカリキュラムが基盤となると考えられますが、詳細は未定です。
	13. 国家資格化のために、これからのような働きかけが必要となりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ①超党派の議員連盟を作るよう働きかけます。 ②関連する他職種団体の合意を得られるよう働きかけます。 ③関係省庁への働きかけと詳細なやりとりをする必要があります。
	14. 国家資格化に向けて、これから私たち(個人)ができることは何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ①それぞれの現場で、音楽療法の専門性、有用性、必要性を高めていくことです。 例) 学術大会等での発表や関係誌の執筆等を積極的に行う。対象者やご家族、現場の職員などに音楽療法の専門性や有用性を伝えていく。 ②音楽療法に対する社会的認知度を高めることです。 例) 現場の関係者のみならず、地域団体関係者や地域行政担当者、地域の国会議員やマスコミなど幅広い層に対して音楽療法の専門性・有用性を伝えていく。それによって一人でも多くの人に「音楽療法」を知ってもらう。 ③国家資格化を希求し続け、その気持ちをアピールし続けることです。 例) 上記①②など皆さまのまわりの方々に対して、音楽療法士の国家資格化の必要性について伝え続けていく。 ④学会のホームページで情報をチェックし、国家資格化の動きに常に注目してください(学会 HP の『国家資格推進委員会』をクリックし、最新の情報を常に確認してください)。 ⑤署名活動: 今後、会員の皆様に何らかの形で署名活動をお願いすることがあるかもしれません。ご賛同いただける場合には、ご協力いただければ幸いです。